写

２８消安第４１３７号
平成２８年１２月１６日

都道府県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う発生予防対策の徹底について

本日、北海道内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、北海道に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、Ｈ５亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年９月９日農林水産大臣公表）に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

直近では、11月30日に新潟県において本病の疑似患畜が確認されたことに伴い、「新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（２例目）に伴う発生予防対策の徹底について」（平成28年11月30日付け28消安第3781号農林水産省消費・安全局長通知。以下「11月30日付け通知」という。）を発出し、本病の防疫対策の強化等をお願いしたところです。

今般新たに北海道において本病の疑似患畜が確認されたところですが、今シーズンは、例年に比較して早期に、全国各地の野鳥等において本病ウイルスが確認されており、今後、寒波の到来等により、渡り鳥を含む野鳥が国内を移動することが考えられることから、引き続き、11月30日付け通知に基づき、家きん飼養者に対し、本病に対する厳重な警戒を要請するとともに、発生予防対策の助言・指導、早期発見及び早期通報の徹底方お願いします。